

資料提供				
平成23年12月22日				
課名	住宅課	財産管理課	学事課	教育委員会施設課
担当者	青木	村上	柳瀬	坂光
電話	082-513-4171	082-513-2302	082-513-2752	082-513-4944
(内線)	4171	2302	2752	4944

**東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援に係る
入居期間・使用料無償期間の延長について**

1 趣 旨

東日本大震災等の被災者等に対する住生活支援について、被災地の状況等を勘案し、県営住宅等（県営住宅・県公舎・県教委教職員公舎・県立大学教職員宿舎）への入居期間・使用料無償期間を延長する。

2 変更内容等

区 分	現 行	変更後
入 居 期 間	<u>1年間</u> （県公舎・県教委教職員公舎・県立大学教職員宿舎：1年間経過後は、被災者の状況に応じて1年間の延長可、最長2年間）	<u>2年間</u>
使 用 料	<u>1年間無償</u> （無償期間終了後は、県営住宅の家賃に準じた使用料を徴収）	<u>2年間無償</u>

3 住生活支援の内容等

(1) 県営住宅等の提供 (H23. 12. 19 現在の提供可能戸数)

所 在	県営住宅	県公舎等	計	所 在	県営住宅	県公舎等	計	所 在	県営住宅	県公舎等	計
広島市	36	28	64	竹原市	1	-	1	府中市	1	-	1
熊野町	14	-	14	東広島市	1	11	12	三次市	4	7	11
呉市	4	12	16	三原市	6	19	25	計	101	84	185
大竹市	1	-	1	尾道市	5	-	5				
廿日市市	20	-	20	福山市	8	7	15				

(2) 提供条件等（詳細については、県ホームページに掲載のとおり。）

- ア 入居資格 東日本大震災等の被災者、原子力事故に伴う避難者（広島県内）
- イ 入居期間 2年間（変更後）
- ウ 使用料 2年間無償（変更後）

(3) 問合せ先等

- ア 問合わせ先 広島県都市局住宅課 電話 082-513-4171
（※ 住宅課で申込みの整理を行い、申請書類は県住宅課、指定管理者又は各施設の管理者へ提出）
- イ 受付期間 状況により別途判断する日まで
- ウ 受付時間 平日8:30～17:15（※土日祝祭日は対応しない。）

(4) その他

- 広島県が被災者等に対して県営住宅等を提供することについては、県ホームページ等により広く公表する。

【参考】

県営住宅等への被災者等の入居状況 (H23. 12. 19 現在)

（単位：世帯）

所 在	県営住宅	県公舎等	計	所 在	県営住宅	県公舎等	計		県営住宅	県公舎等	計
広島市	10	2	12	廿日市市	4	-	4	計	24	2	26
坂町	1	-	1	尾道市	4	-	4				
呉市	4	-	4	福山市	1	-	1				